

## 日本産農産物の輸出市場としての中台比較と

### 輸出主体の制度的対応に関する課題

佐藤敦信（愛知大学国際中国学研究センター ICCS 研究員）

#### I. はじめに

攻めの農政への転換以降、日本産農産物の輸出に対する気運は全国的に高まった。しかし、輸出量が増加している品目・地域は依然として一部に留まっている。なぜなら、日本産農産物は他国産と比較して高価格であるという特徴を有していることから、輸出先も高価格品を購入できる高所得者層が多く存在すると考えられる経済発展地域になるためである。このような輸出先地域として、農政転換以前は米国が大きなシェアを維持していたが、近年では米国はその規模を堅持しつつも新たに東アジア地域、特に中国や台湾<sup>1</sup>の規模が拡大している。中国や台湾への農産物輸出の継続・拡大を図る上で、日本国内の産地にとって課題となるのが、植物検疫基準の安定的クリア（自産地の輸出用農産物のさらなる高品質化）や、輸出先地域の社会的慣習への合致、すなわち、どのように輸出先地域の制度<sup>2</sup>へ対応するかという点である。それぞれの制度への対応について検討しなければならない要因は以下のとおりである。

まず、植物検疫制度については、日本が輸入検疫措置を講じ、中国などの対日輸出地域に対し輸入禁止措置を発動し輸入検疫条件<sup>3</sup>を課している一方で、日本産農産物の輸出先地域も同様の措置を講じているためである。上記のような経済発展地域である輸出先では、輸入農産物の安全性に対する関心が高い。特に大規模な輸出先市場へと成長した中国や台湾では、より安全・高品質な農産物を輸入するため、輸入検疫基準を改定し自地域へ輸出されている一部の農産物に対して輸入検疫条件を付加する、といった対応をしている。その結果、高品質であることを前提として国内販売用と同様の品質管理で生産された農産物を輸出するという従来の輸出では、改定され

た輸入検疫基準をクリアすることができないという事態が生じている。

次に、輸出先地域の社会的慣習については、日本産農産物、特に果実などは高級嗜好品という特性をもっており、さらに中国や台湾では中秋節や春節など高級嗜好品の需要が高まる時期が存在するためである。また、日本国内において、農産物を輸出している産地が増加したことにより、新たに着手する輸出主体<sup>4</sup>も増加し、その結果、各輸出主体は販路を確保するために独自の輸出戦略を構築することが必要になっている。それと同時に、輸出先地域においては多国間競争が激化している。日本は激化する多国間競争の中で市場シェアを維持・拡大していかなければならない。そのため、競争が激化する状況下で、日本産農産物の輸出が継続・拡大できるか否かについても、社会的慣習への対応という側面から検討する必要がある。

日本産農産物の新たな販路の確保は、今後、日本国内の生産者や輸出主体の経営維持について検討する上で不可欠の要素となる。そして、安定的な日本産農産物の輸出継続・拡大を図るためには、上記の制度に対応した取組みが各輸出主体に求められると考えられる<sup>5</sup>。

日本産農産物の輸出に関する先行研究をみると、攻めの農政への転換以降、蓄積されつつある。特に、佐藤 [5] や中村 [9] では、対台湾果実輸出を事例として、輸出用の品質管理システムの構築など、日本国内の産地において輸出先地域の輸入検疫基準への対応が重要であることについて言及している。また、対中国輸出に関する研究としては、成田 [10] や成田・黄 [11] などが挙げられ、対中国果実輸出主体による輸出拡大のためのマーケティング戦略や、中国における消費者の購買行動などが明らかにされている。

本稿では、先行研究を踏まえた上で日本産農産物の主な輸出先地域において輸入検疫基準が改定されていることから、徐々に日本国内における輸出主体の制度的対応に関する取組みが重要になり、かつその内容も増加しているという仮説を立証する。併せて現在、輸出主体に求められている輸出構造についても検討したい。検討するにあたり、これまで拡大してきた対中国輸出・対台湾輸出を事例として、植物検疫制度と両地域の社会的慣習を中心に、日本産農産物の輸出における各輸出主体の制度への対応に関する課題について整理する。

## II. 輸出先としての東アジア地域の拡大

### 1. 急成長を遂げた中国・台湾市場

まず、近年における日本の食料品と、その中でもとりわけ農産物の主な輸出先市場の変遷について、財務省「貿易統計」から整理する。

表1 日本の食料品輸出金額の推移

単位：億円，%

年次	総輸出金額			
		東アジア	中国	台湾
1980	3,592.2	1,115.2(31.0)	3.0(0.3)	165.1(4.8)
1985	3,147.5	1,053.6(33.4)	48.0(4.6)	292.3(27.7)
1990	2,372.0	1,324.2(55.8)	37.2(2.8)	412.4(31.2)
1995	2,002.0	1,343.4(67.1)	88.5(6.6)	325.9(24.3)
2000	2,267.7	1,425.1(62.9)	150.4(10.5)	380.5(26.7)
2006	3,580.1	2,460.0(68.7)	493.9(20.1)	565.0(23.0)
2007	4,171.0	2,867.2(68.8)	462.6(16.2)	636.8(22.2)
2008	4,033.2	2,679.8(66.4)	341.1(12.7)	591.0(22.1)

註1：表の数値は「外国貿易概況」における「食料品」の数値である。

註2：表中の東アジアの数値は、中国、台湾、香港、韓国、ASEANを合算したものである。なお、ASEAN加盟国のうちベトナムは1995年、ミャンマーとラオスは1997年、カンボジアは1999年にそれぞれ加盟しているが、各年とも現加盟国10ヶ国の合計輸出金額となっている。

註3：東アジアにおける括弧内の数値は総輸出金額に占める比率である。

註4：中国と台湾における括弧内の数値は対東アジア輸出金額に占める比率である。

註5：INTERNATIONAL MONETARY FUND「International Financial Statistics YEARBOOK」によると、各年の対米ドル為替レート（平均）は、2000年よりそれぞれ1ドル=107.77円、121.53円、125.39円、115.93円、108.19円、110.22円、116.30円、117.75円、103.36円となっている。

資料：財務省「外国貿易概況」より作成。

表2 日本の農産物輸出金額の推移

単位：億円，%

年次	総輸出金額			
		東アジア	中国	台湾
2000	104.2	57.8(55.5)	2.3(4.0)	21.9(37.9)
2001	107.0	60.0(56.1)	2.9(4.8)	27.0(45.0)
2002	141.9	92.6(65.2)	5.3(5.7)	60.4(65.2)
2003	148.8	100.7(67.7)	7.5(7.4)	70.0(69.5)
2004	142.6	89.8(57.9)	8.3(9.2)	57.1(60.2)
2005	184.1	129.5(70.4)	12.7(9.8)	87.4(67.5)
2006	193.1	138.4(71.6)	11.3(8.2)	94.1(68.0)
2007	234.5	175.4(74.8)	11.3(6.4)	124.3(70.9)
2008	229.9	168.7(73.4)	12.4(7.4)	112.5(66.7)
2009	186.5	135.0(72.3)	10.0(7.4)	85.7(63.5)

註1：表の数値は「貿易統計」における「果実及び野菜」の数値である。

註2：表中の東アジアの数値は、中国、台湾、香港、韓国、ASEANを合算したものである。なお、ASEAN加盟国のうちベトナムは1995年、ミャンマーとラオスは1997年、カンボジアは1999年にそれぞれ加盟しているが、各年とも現加盟国10ヶ国の合計輸出金額となっている。

註3：東アジアにおける括弧内の数値は総輸出金額に占める比率である。

註4：中国と台湾における括弧内の数値は対東アジア輸出金額に占める比率である。

註5：INTERNATIONAL MONETARY FUND「International Financial Statistics YEARBOOK」によると、各年の対米ドル為替レート（平均）は、2000年よりそれぞれ1ドル=107.77円、121.53円、125.39円、115.93円、108.19円、110.22円、116.30円、117.75円、103.36円となっている。

資料：財務省「貿易統計」より作成。

表1は1980年代からの日本の食料品の輸出金額について東アジア地域への輸出のうち中国と台湾が占める比率について表したものである。この表から、日本の食料品の輸出先市場として特に東アジア地域が急成長していることが分かる。対東アジア輸出金額は1980年の1,115.2億円から、2008年は2,679.8億円へと増加し、総輸出金額に占める東アジア地域の比率も1980年の31.0%から2008年の66.4%へと拡大している。さらに、2008年の東アジア域内の各地域への輸出金額をみると、1980年と比較して中国は3.0億円（対東アジア輸出金額の0.3%）から341.1億円（同12.7%）へと、台湾は165.1億円（同14.8%）から591.0億円（同22.1%）へと増加している。このことから、加工食品も含め

た食料品をみると東アジア地域、特に中国と台湾への輸出拡大が顕著であり、両地域が対東アジア輸出の拡大を牽引していることが分かる。

表2は、食料品の中でも農産物（果実及び野菜）に限定した上で中国と台湾への輸出金額の推移を表したものである。日本産農産物の総輸出金額をみると、2000年の104.2億円から2007年は234.5億円へと増加している。それと同時に、対東アジア輸出も57.8億円（総輸出金額の55.5%）から175.4億円（同74.8%）と輸出金額・比率ともに増加傾向にある。さらに、東アジア域内の各地域への輸出金額をみると、食料品と比較してさらに主な輸出先地域が顕著に表れている。すなわち対台湾輸出の拡大である。東アジア域内の対中国・台湾輸出金額をみると、2000年が中国2.3億円、台湾21.9億円であるのに対し、2007年は中国11.3億円、台湾124.3億円と急速に拡大している。このことから輸出先としての台湾市場の重要性は高くなっていると言える。

## 2. 対中国・台湾輸出が拡大した要因

上記のように対中国・台湾輸出が急速に拡大した要因については、①近年における中台両地域の経済発展とそれに伴う台湾の消費者における食の高度化、②2001年、2002年の両地域のWTO加盟とそれに伴う関税障壁の削減である。特に②についてみると、台湾では、りんご、桃、ぶどうなどの品目は自由化され、梨や柿などの品目は台湾における農業保護を目的に輸入割当制度から関税割当制度へ移行している。台湾の関税割当制度は移行後から緩和されつつある。2002年からの関税割当については、1次枠は4,900tで適用税率は18%、2次税率はkg当たり58元であった。この規定は2004年に改定され、1次枠については、適用税率は18%に維持されたが枠内輸入量は9,800tに拡大された。また2次税率についてもkg当たり49元と緩和され、台湾の梨輸入は自由化傾向にある。関税割当制度への移行は、結果として、従来から輸入されていた日本産梨に加え、他国産梨の流入を招き、日本産梨の輸出にとって新たな環境が生まれたと言える。

表3 日本産りんご・梨の対中国・台湾輸出量と総輸出金額の推移

単位：t, 億円

年次	果実					梨				
	総輸出金額	りんご 総輸出金額	総輸出量			総輸出金額	総輸出量	対台湾輸出量		対中国輸出量
			対台湾輸出量	対中国輸出量	対台湾輸出量			対中国輸出量		
2000	43.4	6.1	2,615.7	1,815.5(69.4)	-	8.8	3,195.2	385.2(12.1)	-	
2001	52.3	15.9	2,174.9	1,519.8(69.9)	-	7.8	2,860.3	497.6(17.4)	-	
2002	66.2	27.1	10,210.0	9,424.4(92.3)	-	7.6	2,664.4	556.4(20.9)	-	
2003	81.9	42.8	16,790.9	16,114.4(96.0)	-	6.2	1,886.2	724.6(38.4)	-	
2004	76.9	34.1	10,089.3	9,458.0(93.7)	40.7(0.4)	6.8	1,950.8	1,072.0(55.0)	25.3(1.3)	
2005	108.8	57.1	17,098.9	16,378.3(95.8)	132.1(0.8)	8.0	2,137.2	908.0(42.5)	26.7(1.2)	
2006	124.6	71.6	18,760.9	17,869.3(95.2)	156.8(0.8)	5.3	1,355.7	401.1(29.6)	12.9(1.0)	
2007	141.6	77.7	25,727.9	24,360.0(94.7)	325.5(1.3)	9.3	2,091.7	824.2(39.4)	13.5(0.6)	
2008	113.7	57.1	25,162.7	23,354.8(92.8)	389.9(1.5)	6.7	1,520.7	563.6(37.1)	7.8(0.5)	
2009	107.2	54.2	20,929.1	19,139.0(91.4)	187.8(0.9)	6.8	1,682.5	566.0(33.6)	12.4(0.7)	

註1：括弧内の数値は、りんご・梨の総輸出量に占める対中国・台湾輸出量の比率である。

註2：数値については、輸出量・金額ともに小数第2位で四捨五入した。

資料：財務省「貿易統計」より作成。

また、中国についてもWTO加盟に伴い、関税率が引き下げられた。例えば果実をみると、りんごは30%から10%へ、梨は30%から12%へと引き下げられた。そして、これらの

緩和によって競争は激化しつつあると考えられる。

しかし、特に、りんごや梨の関税が緩和された影響は大きい。なぜなら果実は野菜とは

異なり品種・大きさ・品質を優位点として製品差別化が可能だからである。さらに、台湾には高品質な果実の需要が高まる祭事が存在する。輸出先地域において他国産との価格差が拡大している中、果実のように製品差別化が可能な品目は、今後も日本産農産物の輸出拡大を牽引する存在となり、そのような品目の輸出戦略もより重要となろう。よって以下では、特にりんごや梨といった果実輸出を事例に両地域への制度的対応の課題について考察する。

## 2. 輸入検疫基準からみる輸出先市場としての台湾の優位性

中国も台湾と同様に経済発展を遂げ、高所得者層は増加していると考えられる。また、中国では外資系高級百貨店も上海や広州など沿岸部を中心に多数出店しており、日本産農産物を輸出した場合、その需要も大きいと捉えられる。それにもかかわらず、対中国輸出金額は台湾と比較すると微少となっている。これまで大部分の日本産農産物の輸出において、輸出先市場として中国ではなく台湾が選択された要因としては以下のように推察できる。

対中国輸出と対台湾輸出を比較した場合、両者において大きく異なるのは輸出可能品目数である。2010年時点での日本産農産物の中国と台湾への輸出可能品目と輸出禁止品目、及び輸入地域側での輸入検疫条件についてみると、植物防疫所では、輸出可能品目について大きく、①植物検疫証明書なしで輸出が可能な品目、②植物検疫証明書の添付が義務づけられている品目、③事前に相手国からの輸出許可証の取得が義務づけられている品目、④通常、日本国内において行われる輸出検疫検査以外に特別な植物検疫条件が付加されている品目、の4項目に区分している。台湾の輸出可能品目については、トマト以外は輸出が可能となっている<sup>6</sup>。そして、主な輸出可能品目のうち、①に該当する品目はないものの、大部分が②もしくは④に該当しており、他の輸出先地域と比較して輸出可能品目が多いことが挙げられる。対台湾輸出量が比較的多い品目である長芋やりんご、日本梨をみると、長芋が②であるのに対し、りんごや日本梨は④となっている。よって、長芋などの品目は従来から維持されてきた植物検疫基準（輸出検疫検査）をクリアすれば

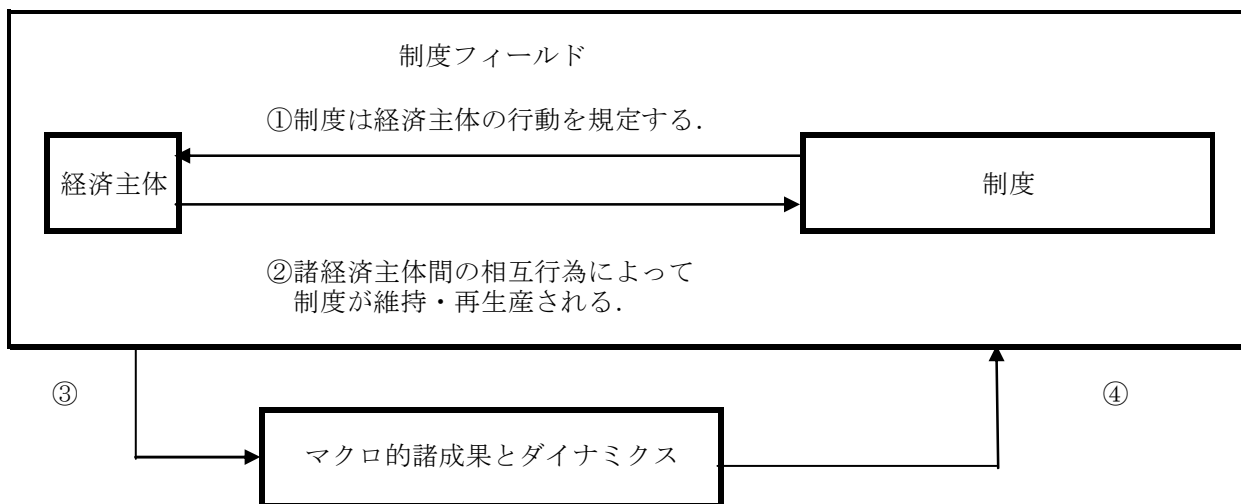
輸出が可能となる。りんごや梨などの品目では、2006年以前は長芋などと同様に、日本国内において輸出検疫検査をクリアすれば輸出できたが、2006年以降は台湾の輸入検疫基準が改定されたため、従来の輸出検疫検査だけではなく新たに輸入検疫条件が付加された。台湾は、WTO加盟に伴い関税障壁が削減されたことに加え、輸入検疫条件が設定されている品目についても同条件をクリアすれば輸出が可能であることから、日本産農産物の輸出拡大を図る上で、輸出品目の拡大という観点からも比較的容易な市場であると考えられる。その一方、対中国輸出では、対台湾輸出のような輸出金額の顕著な増大はみられない。その要因の1つとして、台湾とは異なり、植物検疫の観点から輸入が禁止されている品目が多いことが挙げられる。特に、台湾とほぼ同時期の2001年にWTOに加盟した中国への輸出をみると、梨とりんご、緑茶、米のみ輸入が認められ、他の果実や野菜類は認められていない。果実として梨とりんごのみ輸入が認められている要因には、中国が両品目の大生産国であることが挙げられる。2009年の中国の梨生産量は1,438.8万tであり、世界総生産量2,190.7万tの65.7%を占めている。また同年のりんご生産量は3,120.4万tであり、世界総生産量7,173.7万tの43.5%を占めている<sup>7</sup>。よって、中国にとって仮に日本産梨やりんごが輸入されても、その輸入量は中国国内での生産量と比較すると微少となる。そして、円高による日本産農産物の国際競争力の低下から、中国における中国産との価格競争も不利となる。つまり、たとえ日本産梨・りんごが中国市場に流入するとしても、中国においては日本産梨・りんごが占める市場シェアは極めて僅かであり、中国の梨・りんごの生産者に対してほとんど影響を与えないと考えられるからであろう。また、梨やりんご以外の品目については、これまで輸入実績がなく、中国側が安全性を確認できないとして認められていない<sup>8</sup>。つまり、対中国輸出を拡大する場合、限定された品目でいかに中国の制度・需要に合致させるかが重要になるだろう。

## Ⅲ. 制度論的ミクロ・マクロ・ループからみる日本の輸出主体に対する負担

### 1. 制度論的ミクロ・マクロ・ループの援用

次に、本稿で援用する制度論的マイクロ・マクロ・ループの枠組みについて触れる。マイクロ・マクロ・ループの概念について、塩沢 [8] はマイクロ世界とマクロ世界との間にある相互規定関係であるとした。具体的には、マイクロ世界での経済主体の行動の特殊な在り方によ

りマクロ世界において特定の特性が発現し、それと同時にマクロ世界での特殊な在り方がマイクロ世界での特定の行動の誘因となるという相互規定関係が存在し、この相互規定関係が1つの閉じた輪を形成していることであると論じている。



資料：磯谷 [2] 図1-3より引用。

図1 制度論的マイクロ・マクロ・ループの基本構図

また、磯谷 [1] や植村・磯谷・海老塚 [3] は、マイクロ・マクロ・ループを軸に、制度に注目することにより制度論的マイクロ・マクロ・ループを展開している。制度論的マイクロ・マクロ・ループは図1のように表すことができる。この図をみると、経済主体と制度の関係については、①制度は経済主体の行動に対して一定の規定を設け、②諸経済主体による相互行為の中で制度が維持・再生産されると定義されている。さらに、フォーマル及びインフォーマルな諸制度が生成され再生産される場として制度フィールドが設定された。制度フィールドは、図1における経済主体と制度の関係①②を指す。③制度フィールドにおける経済主体と制度の関係がマクロ的諸成果（ダイナミクス）へと作用し、さらに、④形成されたマクロ的諸成果が経済主体の行動や制度の安定性などの面に反作用を及ぼす、と定義されている。

この枠組みを援用して、日本産農産物の輸出を説明すると、およそ次のようになるであろう。従来のように国内販売用と同等の品質管理で生産された日本産農産物の輸出に関して言えば、制度には主に植物検疫制度が該当したと考えられる。しかし、近年、輸出主体

の増加や植物検疫基準の改定といった変化により、制度フィールドでは、輸出の継続・拡大を図る輸出主体の制度への対応がより重要なものになっている。なぜなら、制度への対応が十分でない輸出主体は激化する輸出競争の中で淘汰されるからである。そして、その結果、日本産農産物の輸出継続・拡大や、輸出先市場における各国産シェアの変動が起き、再び輸出主体と制度の関係に影響を及ぼすと推測される。

本稿が制度論的マイクロ・マクロ・ループを援用するのは、日本産農産物の輸出拡大について考察する上で、近年の制度変化という要因とその制度変化が輸出主体に与える影響についても考慮に入れるべきであると考えからである。日本産農産物の各輸出主体における制度への対応が総輸出量の増加に繋がり、その一方で輸出先市場におけるシェアの変動が従来の輸出主体と制度に影響を与える、という基本構図に加え、近年における台湾の植物検疫基準の改定などの制度変化や輸出先地域（中国・台湾）の社会的慣習など、これまでほとんど注目されることのなかった制度を考慮に入れなければ、中国や台湾など成熟し

つつある市場に向けて輸出を拡大させることは困難となる。

## 2. 対中国・台湾輸出における輸出主体の制度的対応

次に、対中国・台湾輸出における日本の輸出主体の制度的対応についてみる。本稿で課題とする植物検疫制度と社会的慣習への対応では輸出主体において次のような取組みがみられる。

### (1)植物検疫基準への対応

まず、対中国果実輸出にかかる品質管理について述べる。対中国輸出における果実輸出主体の制度的対応についてみると、2010年時点で輸入検疫基準は改定されておらず輸入検疫条件も付加されていない<sup>9</sup>。しかし、日本国内の産地における対中国輸出用果実の品質管理の重要性は徐々に高まっている。なぜなら、対中国輸出に着手している主体の一部は、同時に輸入検疫条件が付加されている対台湾輸出にも着手しているからである。対中国果実輸出主体としては、りんごを輸出している片山りんご株式会社、青森県農林水産物輸出促進協議会、梨を輸出している信州下伊那くだもの直販株式会社、ブランドおおい輸出促進協議会などが挙げられる<sup>10</sup>。また、植物防疫所と台湾農業委員会が公表している「台湾向け輸出生果実選果こん包施設一覧」をみると、上記輸出主体は管内・所属の選果梱包施設を登録しており、台湾の輸入検疫条件に則った品質管理システムが構築されている。つまり、対中国輸出と対台湾輸出は品質管理水準において連動しつつあると言える。そこで、台湾の輸入検疫条件に対する輸出主体の取組みについてみる。台湾では、2002年に米国産りんごから台湾で未発生の病害虫が検出されて以降、2003年、2005年には同じく米国産りんごから、2007年にはチリ産やニュージーランド産のりんごからも病害虫が検出された。この状況を受けて台湾の農業委員会は対台湾果実輸出国に対し輸入検疫基準を改定し、新たに輸入検疫条件を課した<sup>11</sup>。この輸入検疫条件に基づき農林水産省では「台湾向け生果実検疫実施要領」が作成され、その作業内容が日本の輸出主体に一律に義務付けられた。なお、日本の場合、対象となっている果実は、りんご、梨、桃、すもも、となっている。特に、りんご、梨、桃

については、台湾が輸出先として大きなシェアを占めていることから、日本の輸出主体にとっては「台湾向け生果実検疫実施要領」に則った作業が不可欠となった。その内容とは大きく、i. 品質管理システムを構築する目的、ii. 適用される品目、iii. 生産園地・選果技術員・選果梱包施設の登録、iv. 選果・梱包する方法、v. 台湾の検査官による査察、vi. 輸出検疫検査、vii. 台湾の農業委員会動植物防疫検疫局による輸入検疫検査の7つから構成されている。

また日本国内の産地を含め輸出主体にとっては品質管理システムの構築以外にも、同様に台湾へ輸出している他の輸出主体との差別化を図るために台湾の消費者の需要に即した取組みも必要となる。なぜなら、日本産農産物の輸出が全国的に拡大した現状において、国内販売用だけではなく輸出用についても、日本国内では輸出主体間競争が、そして、台湾など輸出先地域では他国産との競争がそれぞれ激化しているためである。このように新たな品質管理システムの構築が必要となった上、台湾における需要に即した独自の輸出戦略を構築しなければならなくなった日本国内の産地では、農協などが中心になり上記の問題に対処している。しかし、それと同時に従来と比較して輸出にかかる負担は大きくなっていると考えられる。

「台湾向け生果実検疫実施要領」に基づき、日本の輸出主体には、事前に病虫害防除体制を強化した上で生産園地と選果梱包施設を登録することや、病虫害寄生果の識別・選別及び選果従事者を指導する選果技術員を配置すること、台湾と農林水産省の検査官の生産園地や選果梱包施設への受け入れが義務づけられた。また、夜間の選果梱包施設での作業については上記要領によって必要な処置をすることが義務づけられているものの<sup>12</sup>、全ての選果梱包施設ではより品質管理を徹底させるために、収穫時期における夜間の作業は禁止している。さらに、一部の輸出主体では独自に、輸出過程における衝撃による品質劣化の防止を目的とした、①耐性強化された輸出用外箱の導入、②パレットごとの輸出といった対応に着手している<sup>13</sup>。

これらの取組みの効果は、輸出主体にとっては対中国輸出にも反映されるため、中国へ輸出される果実についても併せて高品質化できると考えられる。

その一方で、輸出主体にとっては輸出先からの品質面に関する要求は強まっており、要求への対応により輸出主体の負担は増加している。例えば梨の輸出をみると、台湾の輸入検疫条件が付加される以前にも対米国輸出に着手していた産地は「米国向け輸出なし検疫実施要領」に基づいて輸出用梨を生産していた。HT農協は対米国輸出をしていないが、一部の他産地では米国に向けて輸出しており、「米国向け輸出なし検疫実施要領」に沿った取組みが求められてきた。そこで、対台湾輸出と対米国輸出の双方の品質管理システムを比較することで輸出用梨の品質管理がどのように強化されてきたかについても整理する。

「米国向け輸出なし検疫実施要領」は1990年に施行されており、同要領の内容をみると、①植物防疫所(農林水産省)は補助員<sup>14</sup>を設置すること、②輸出用梨の生産園地の条件として「(1)米国向け輸出なしを生産しているほ場内に無袋果、破袋果がないこと、(2)病虫害防除が、県の病虫害防除所、果樹試験場等の指導の下で適確に行われていること」を満たし、合格した生産園地には輸出用の梨生産園地であることを示す標札を掲げること、③輸出容器には米国向け輸出が認められたものである旨の明確な表示がなされていること、④日米検査官は②の基準に基づき生産園地を検査し、合格した際には合格証明書を発行することなどが定められている<sup>15</sup>。

「米国向け輸出なし検疫実施要領」と対台湾輸出に対する取組みを比較すると、対台湾輸出は対米国輸出に比べ、輸入検疫条件における品質管理システムに関する項目と内容がより具体化されている。①台湾の動植物防疫検疫局は、米国のように検査官による査察だけではなく従前の品質管理に新たに加わる品質管理システムの構築を輸出国の産地に要求していること、②対台湾輸出では植物検疫検査で不合格になった場合の措置が規定されていること、以上2点から対台湾輸出の品質管理システムは対米国輸出よりも厳格なものと捉えることができる。以上より、日本国内の産地にとっては、WTO加盟後に拡大してきた対台湾輸出を継続するためには対米国輸出よりも多い品質管理の作業に対応する必要がある、さらに輸出先地域を拡大する場合、今後も品質管理にかかる作業内容及びコスト負担は増加していくと考えられる。

## (2)社会的慣習への対応

中国や台湾における社会的慣習として中秋節や春節などが挙げられる。日本産農産物の対中国・台湾輸出の拡大を図る際に、上記慣習を考慮する必要性は以下の点にある。

大部分の日本産農産物は高品質・高価格であることから中国や台湾の消費者においても贈答用として購入される場合が多い。贈答品としての需要が高まる時期として中秋節や春節が挙げられる。上述のように、台湾における輸入検疫基準の改定に対する品質管理システムの構築については、各輸出主体によって方法は若干異なるものの、全国的に取り組みされている。

表4 中秋節・春節の年別の該当日

年次	中秋節	春節
2000	9月12日	2月5日
2001	9月30日	1月24日
2002	9月20日	2月12日
2003	9月11日	2月1日
2004	9月28日	1月22日
2005	9月18日	2月9日
2006	10月6日	1月29日
2007	9月26日	2月18日
2008	9月14日	2月7日
2009	10月3日	1月26日

資料：株式会社サーチナ「中国総合ガイド <中国情報局>(http://www.searchina.ne.jp/guide/)」より作成。

よって、現在では植物検疫基準への対応のみで他の輸出主体との差別化を図ることは困難となっている。そのため、一部の輸出主体では、植物検疫制度だけではなく輸出先地域の社会的慣習に合わせた輸出戦略を講じている。例えば、梨の場合、9月から10月に中秋節となる祝日があるため、これに合わせて輸出する必要がある。この際に課題となるのが、表4にみられるように、両祝日となる日の年ごとの変動である。中秋節の贈答用である以上、中秋節の祝日前に輸出しなければ十分な効果は得られない。そこで自治体や輸出促進協議会から資金提供を受けることで、新たにビニールハウスでの生産を開始する輸出主体も出現している。佐藤[5]ではこのような輸出主体を事例として、当該輸出主体の輸出量が急増した要因には、ハウス生産により、輸出用梨の出荷時期を早め、中秋節に間に合う

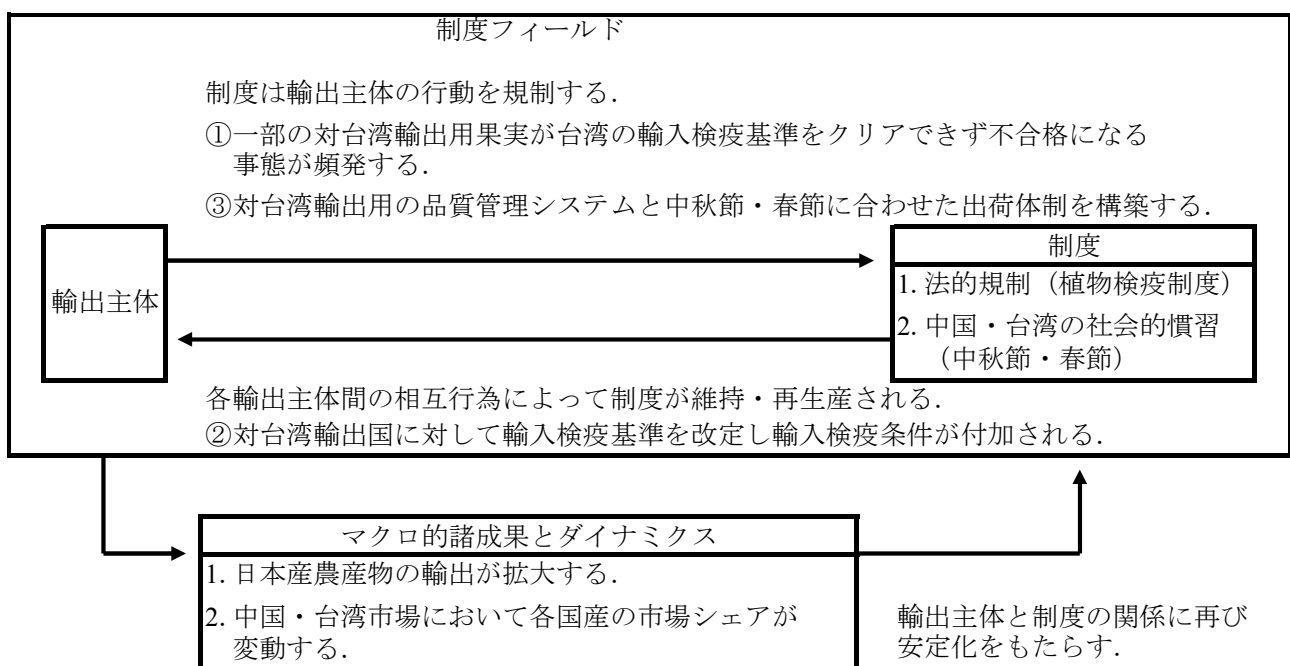
ように出荷したことが大きいとしている。なお、この事例としている輸出主体については、従来は対台湾輸出のみであったが、2009年より新たに対中国輸出にも着手している。2009年度の対中国輸出量は7tと微少であるが、従来の対台湾輸出が中秋節に合わせて出荷したことで輸出拡大が達成できたことを考慮すれば、対中国輸出も拡大することも考えられる。

#### IV. おわりに

本稿では、これまで蓄積されてきた日本産農産物の輸出に関する先行研究を踏まえた上

で、制度と輸出主体の連関構造について整理した。

日本産農産物の対中国・台湾輸出は大きく植物検疫と社会的慣習の2つの制度によって影響を受け、これらの制度にいかに対応するかが輸出継続・拡大を図る上で重要な要因となる。すなわち、輸出主体が対応すべき制度には、図1で提示した法的規制である植物検疫制度だけではなく、中秋節や春節などの社会的慣習も含めることができると考える。よって、日本産農産物の輸出における輸出主体の制度的対応の構図は図2のように想定される。



資料：磯谷 [2] 図1-3より加筆作成。

図2 日本産農産物の輸出から想定される制度論的ミクロ・マクロ・ループの構図

日本産農産物の輸出先地域として台湾市場は重要であるものの、同市場でも安全性に対する関心が高いこと、そしてWTO加盟以降は、梨については韓国産、りんごについては米国産のシェアが低下する一方でチリ産やニュージーランド産の輸入が拡大しており、日本産果実の輸出拡大は困難となりつつある。台湾に代わる成長市場として中国は今後さらに注目されていくと考える。言うまでもなく、輸出拡大できるか否かについては、成田 [10] などの成果で明らかにされているマーケティング戦略の構築、中国市場における消費者行動の把握によって大きく左右される。しかし、

輸出継続については本稿で指摘した制度への対応が今後、不可欠になると考える。

また、対台湾輸出についても、多国間輸出競争が激化していることから安定的に高品質農産物を輸出する必要がある、このことは植物検疫の安定的なクリアなしでは達成できない。しかし、果実輸出にみられるように、他国産が品質面に課題を残していることから輸入検疫基準が改定され、日本国内の産地では輸出にかかる負担が今後さらに大きくなると考えられる<sup>16</sup>。また、輸入検疫基準が改定されていない長芋などの品目についても、現行の輸入検疫基準を維持するため、産地において品質向上を目的に、選果梱包施設の設備能



力の向上などの独自の取組みが求められる。なぜなら、輸出主体が増加し競争が激化する中、安定的に植物検疫をクリアできなければ、当該輸出主体は淘汰され、他の同一品目を輸出している輸出主体にとっても、果実のように一律に輸入検疫基準が改定されることが考えられるためである。これまで各輸出主体では、日本産農産物は高品質であることから植物検疫についてはクリアできることを前提として（もしくはクリアできない輸出用農産物の数量と影響はともに微少であると考え）輸出戦略が構築されてきたが、今後は輸出用農産物の品質をさらに高めていくことが重要となる。

それと同時に、輸出主体は中国・台湾市場での社会的慣習に基づく大きな需要を掴む輸出戦略を構築する必要がある。日本国内の産地において、さらに高品質な輸出用農産物の出荷体制を整備しただけでは、高級嗜好品としての付加価値を実現することは困難と考えられる。果実など輸出拡大している品目についても他国産と比較するとその輸出先市場でのシェアは小さい。これは、依然として高価格であるため、高所得者層による中秋節などにおける期間限定の需要が主であるのに対して、需要変動に合わせた取組みが日本国内の産地において十分になされていないためである。一部の輸出主体では中秋節に合わせた輸出戦略を構築することで輸出量が急増していることから、今後、日本産農産物輸出拡大を図る上で輸出先市場の社会的慣習は重要な検討要因となる。

輸出主体の取組みが制度へ対応したものであるか否かによって、中国・台湾市場における各輸出主体のシェアは大きく変動し、その変動は両者の相互関係に再び影響を与えると考える。日本産農産物の輸出に着手する輸出主体が増加している中、各輸出主体にとっては上記2つの制度への合致が不可欠となり、これらに対応できる輸出主体が今後の輸出拡大を牽引していくと言える。

## 註

<sup>1</sup> 2010年6月に两岸経済協力枠組協議が締結されたことから、今後、中国と台湾の貿易拡大は加速化すると捉えられる。本稿では、中国と台湾を別個の地域として捉える。よって、例

えば、「中国」と表記した場合は、台湾、香港、澳門は含まない。

<sup>2</sup> ホジソン [7] では、制度について、伝統、習慣ないし法的制約の作用によって、持続的かつ定型化された行動パターンを作り出す傾向のある社会組織と定義している。本稿における制度の定義は、ホジソン [7] に倣うこととする。

<sup>3</sup> 輸入検疫条件とは、日本国内の産地にとって、輸出する際に輸出先地域より要求される特別な取組みの付加などの条件である。輸入検疫条件が設定されている品目は、技術的検討と法的手続を経て、輸入禁止と同等の病虫害侵入防止が担保される場合にのみ輸入が許可される。つまり、日本国内の産地にとっては、同条件をクリアしなければ輸出することは不可能となる。

<sup>4</sup> 本稿における輸出主体とは、日本国内において日本産農産物の輸出実務を担う貿易商社だけでなく、輸出用農産物を出荷する農協などの産地の組織も含めるものとする。

<sup>5</sup> 農林水産省や日本貿易振興機構などでは、輸出主体の輸出継続・拡大を図るため、輸出先地域における制度の内容に関する調査を行っている。その成果としては、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（委託先：独立行政法人日本貿易振興機構）[12]、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室（委託先：独立行政法人日本貿易振興機構）[13]などが挙げられる。

<sup>6</sup> 台湾におけるトマトの輸入検疫基準では、ジャガイモ疫病の発生地域で生産されたものは輸入が禁止されている。そして、日本ではジャガイモ疫病の発生が確認されている。よって、日本産トマトの対台湾輸出は禁止されている。しかし、2008年における日本産トマトの総輸出量は1.2t、総輸出金額は100万円であり、農産物の総輸出金額から見ると微少である。

<sup>7</sup> FAOSTAT (<http://faostat.fao.org/>) による。

<sup>8</sup> 日本産農産物の輸出品目の中でも大規模に輸出されている長芋も対中国輸出は禁止されているため、日本産長芋の主な輸出先は台湾や米国のみとなっている。

<sup>9</sup> ただし、精米の輸出については輸入検疫条件が付加されている。輸入検疫条件を満たすために農林水産省では「中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領」を各輸出主体に発布した。この要領の内容では、1.検疫対象病虫害、2.指定する精米工場の条件、3.包装材の条件、4.燻蒸処理の必要性、5.輸出検査内容、6.再汚

染防止措置の必要性の6項目が規定されており、これらの条件をクリアすることで輸出主体は対中国輸出が可能となる。

<sup>10</sup> 農林水産省資料による。

<sup>11</sup> 佐藤 [4] による。

<sup>12</sup> 「台湾向け生果実検疫実施要領」では、項目第4において、「夜間に選果こん包等を行う場合は、施設の開口部を全て閉鎖または防虫網等で被覆し、モモシンクイガの再汚染防止措置を講ずること」と規定されている。なお、文中のモモシンクイガとは日本産果実の対台湾輸出における検疫対象病害虫名である。

<sup>13</sup> 佐藤 [5] による。

<sup>14</sup> 「米国向け輸出なし検疫実施要領」の第3と第5では補助員の業務として、①植物防疫所(農林水産省)の検査官による検査の前に事前に自らも輸出用生産園地を検査し、検査結果を検査官に提出すること、②植物防疫所(農林水産省)の検査官による検査及び米国検査官との合同検査に立ち会うことが規定されている。

<sup>15</sup> 内容については、①は「米国向け輸出なし検疫実施要領」の項目第3、②は同第4~6、③④は同第10による。

<sup>16</sup> 2010年8月に台湾の輸入検疫検査において、山梨県産桃からモモシンクイガが検出されたことから、農林水産省は「台湾向け生果実検疫実施要領」に基づき、山梨県産りんご、梨、桃などの対台湾輸出を暫定的に停止した。その後、「台湾向け輸出生果実選果こん包施設一覧」から当該施設が削除されている。

## 参考文献

- [1] 磯谷明德 (2001) 「市場、制度そして行動をめぐって — 制度論的ミクロ・マクロ・ループの視点から—」『茨城大学政経学会雑誌』茨城大学政経学会, 第71号, pp.29-40
- [2] 磯谷明德 (2004) 『MINERVA 現代経済学叢書 71 制度経済学の前線—理論・応用・政策』ミネルヴァ書房
- [3] 植村博恭・磯谷明德・海老塚明 (2007) 『新版 社会経済システムの制度分析』名古屋大学出版会
- [4] 佐藤敦信 (2009) 「台湾市場への日本産果実の輸出拡大とその課題 — 輸出入検疫との関連で—」『農業市場研究』日本農業市場学会, 第18巻第1号[通巻69号], pp.57-62
- [5] 佐藤敦信 (2010) 「農協による果実輸出の問題状況と課題 — 大分県 H 農協における日本産梨の対台湾輸出の事例から—」『協同組合研究』日本協同組合学会, 第29巻第1号[通巻82号], pp.119-128
- [6] 佐藤敦信・石崎和之・大島一二 (2006) 「日本産農産物輸出の展開と課題 — 長芋の事例を中心に—」『農業市場研究』日本農業市場学会, 第15巻第1号[通巻63号], pp.71-74
- [7] G.M.ホジソン (1997) 『現代制度派経済学宣言』八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳, 名古屋大学出版会
- [8] 塩沢由典 (1999) 「ミクロ・マクロ・ループについて」『経済論叢』京都大学経済学会, 第164巻第5号, pp.1-73
- [9] 中村哲也 (2007) 「果実の流通システムとマーケティング — 新品種・安全性・輸出対応を中心に—」『農業および園芸』養賢堂, 第82巻第1号, pp.199-210
- [10] 成田拓未 (2010) 「日本産りんごの対中国輸出の現状 — 片山りんご株式会社のマーケティング戦略—」『ICCS 現代中国学ジャーナル』第2巻第1号, pp.115-124
- [11] 成田拓未・黄孝春 (2008) 「日本産農産物の対中国輸出の課題と展望 — 山東省青島市における日本産りんご販売会での調査結果より—」『農業市場研究』日本農業市場学会, 第17巻第2号[通巻68号], pp.55-66
- [12] 農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室(委託先: 独立行政法人日本貿易振興機構) (2008a) 『平成19年度農林水産物貿易円滑化推進事業 海外貿易制度など調査報告書(台湾編)』日本貿易振興機構輸出促進・農水産部
- [13] 農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室(委託先: 独立行政法人日本貿易振興機構) (2008b) 『平成19年度農林水産物貿易円滑化推進事業 海外貿易制度など調査報告書(中国編)』日本貿易振興機構輸出促進・農水産部
- [14] 横地洋 (2007) 「輸出検疫協議の現状と課題について」『植物検疫』日本植物防疫協会, 第61巻第8号, pp.45-50